



シリーズ 立地適正化計画 ～持続可能なまちづくり～

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正に伴い、コンパクトシティの形成を推進する立地適正化計画策定が制度化され、筑後市でも平成 31 年度から着手しています。

7 月からシリーズで立地適正化計画に関する制度や計画の内容を、分りやすく紹介しています。

今回は「計画の実現に向けて」です。



都市対策課長が説明します！

【問合せ】都市対策課(☎65-7028)



前回までの記事はこちら▶

前回までのあらまし

前回は、誘導区域と誘導施設について、くわしく説明しました。今回は、筑後市立地適正化計画で定める「計画の実現に向けて」について説明します。

誘導施設設定の基本的な考え方

本計画では、中心拠点や広域交流拠点などの主要な拠点ごとに、まちづくりの方針を定め、地域特性に応じた施策を実施することで、計画の実現を図ります。

計画の実現には、行政による取り組みだけで実現できるのではなく、地域住民や地域自治組織、民間の事業者などと連携・協力しながら、施策を推進していく必要があります。

市では、関係者の皆さんと連携を図りながら、今後、計画の実現に向けた効果的な誘導施策の検討を行っていきます。また、誘導施策の有効性を評価するための指標や目標値を設定し、定期的な達成状況の評価・分析を行いながら、計画的な誘導施策の推進を図ります。

誘導施策の具体的な取り組みについては、市外からの転入者や事業者などにも積極的に周知を行うことで、緩や

かな立地の誘導をめざします。

誘導施策

◆都市機能誘導区域内における誘導施策

J R 羽犬塚駅周辺を中心に、福祉・子育て・商業・医療などの多様な都市機能について、民間活力も活用しながら、都市機能の維持・誘導による市街地の活性化を図ります。

また、空き家・空き地などの利活用を促進し、公園や広場を有効活用しながら、子どもから高齢者まで快適に移動・休憩・交流することができる空間づくりをめざします。

◆居住誘導区域内における誘導施策

公園や道路、安全・快適な歩行者空間などをはじめとする都市基盤の適正な管理や改善を促進し、都市機能誘導区域へのアクセスの向上や、良好な居住環境の形成を図ります。

◆公共交通についての誘導施策

快適で持続可能な交通システムを構築するため「地域公共交通計画」を策定し、電車やバス、タクシーなどの交通手段でアクセスする利用者が、円滑に乗り換えることができるよう、乗継環境の向上や待合環境の充実を図ります。

また、公共交通の不便地域については、地域の実情に応じたコミュニティ自動車(自家用有償旅客運送など)の

導入を促進し、既存集落における地域コミュニティが失われないよう、協働による地域交通の維持・充実をめざします。

都市計画審議会を開催します

「筑後市立地適正化計画(案)」について審議するため、都市計画審議会を開催します。審議は公開となっているため、傍聴することができます。傍聴を希望する人は、審議会開催日に、会場受け付けで直接申し込んでください。

【とき】2月18日(木) 10:00～12:00(傍聴受け付け＝9:30から)

【ところ】市役所東庁舎(301・302 会議室)

【定員】10 人になり次第締め切り

